

令和元(2019)年度農業次世代人材投資事業【準備型】募集要領

(農業人材力強化総合支援事業費補助金)

令和元(2019)年5月16日

(公財)栃木県農業振興公社

第1 趣旨

持続可能な力強い農業を実現するためには、新規就農者を増やし、世代間バランスのとれた農業就業構造にしていくことが必要です。

そこで、次世代を担う農業者となることを志向するものに対し、就農前の研修段階を後押しする資金を交付します。

第2 事業の内容

県が認める研修機関（栃木県農業大学校など）において、就農に向けた研修を受ける青年就農希望者に対し、1人あたり原則年間最大150万円を、最長2年間交付します。但し、交付対象期間が半年未満の場合は、月割にして算出します（1か月未満は切り捨て）。

第3 申請者の要件

本事業の申請者は、次のすべての要件を満たす必要があります。

- 1 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- 2 研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。
 - (1) 就農に向けて必要な技術等を習得できると栃木県が認める研修機関で研修を受けること。
 - (2) 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
 - (3) 国内での最長2年間の研修後に最長1年の海外研修を行うにあっては、以下の要件を満たすこと。
 - ア 研修終了後5年以内実現する農業経営の内容が明確であること。
 - イ アの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
- 3 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- 4 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。（生活保護費、失業手当の受給期間は、農業次世代人材投資資金は交付できません。）
- 5 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任や役割（農業に専従することや経営主からの専従者給与が支払わ

れること等)を明確にすること、及び就農後5年以内に当該農業経営を継承し又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。以下「農業経営を継承」という。)とすることを確約すること。

- 6 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあつては、就農後5年以内に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第12条第1項に規定する農業経営改善計画書又は第14条第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- 7 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク(以下「一農ネット」という。)に加入していること。

第4 研修計画等の審査

提出された研修計画は、事業担当課等において内容の確認を行った後、公益財団法人栃木県農業振興公社農業次世代人材投資事業(準備型)審査会運営要領、及び「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」(平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知)に基づき審査します。

また、審査会では原則として申請者等の面談を行いますので予め御了承ください。

審査会実施予定日

第1回 審査会 令和元(2019)年 7月31日(水)

第2回 審査会 令和元(2019)年12月24日(火)

但し、審査会実施日は現段階の予定であり、変更になることがあります。そのため、審査会の日程等については後日、御連絡いたします。

第5 申請書類提出期限

第7に記載されている提出先への申請書類提出期限は以下のとおりとします。

第1回審査申請 令和元(2019)年 7月12日(金)午後5時まで(必着)

第2回審査申請 令和元(2019)年12月 5日(木)午後5時まで(必着)

第6 申請方法等

1 申請書類

本事業を申請しようとする者は、**研修計画(別紙様式第1号)**に次の書類を添付のうえ、第6の申請書類提出先に正副各1部ずつ提出してください。

別添1: 受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類(学生証、受講決定通知書等)

別添2: 研修実施計画(派遣研修を実施する場合は添付)

別添3: 保証人の印鑑証明書

別添4: 個人情報の取扱い

別添5: 履歴書

別添6: 離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)又は雇用保険受給

資格者証

別添7：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合）

別添8：身分証明書（運転免許証等（写真付きのもの））の写し

別添9：健康保険証の写し

別添10：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）

別添11：就農後5年間の収支計画（独立・自営就農する予定の場合）

2 申請書類提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読のうえ、様式に沿って正確に記入してください。
- (2) 申請書類は、就農地又は就農希望地を管轄する農業振興事務所へ持参又は郵送等により提出してください。なお、研修先が栃木県農業大学校のみの場合にあっては栃木県農業大学校へ、市町等の研修機関の場合は研修機関の所在地を管轄する農業振興事務所へ持参又は郵送などにより提出してください。
- (3) 申請書類を郵送等により提出する場合は、簡易書留等、配達されたことが証明できる方法を使用してください。
- (4) 提出後の申請書類は、原則として、資料の追加や差し替えは不可とし、承認の有無にかかわらず返却いたしませんので御了承ください。
- (5) 申請書類の準備にあたっては、必要に応じ農業振興事務所及び栃木県農業大学校から助言・指導を受けてください。

第7 申請書類の提出先

申請書類は、就農希望地を管轄する次の農業振興事務所に提出してください。なお、研修先が栃木県農業大学校の場合にあっては栃木県農業大学校へ、市町等の研修機関の場合は研修機関の所在地を管轄する農業振興事務所へ提出してください。

【提出先】

河内農業振興事務所（宇都宮市、上三川町）

〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-2 TEL 0 2 8 - 6 2 6 - 3 0 5 9

上都賀農業振興事務所（鹿沼市、日光市）

〒322-0023 鹿沼市今宮町 1664-1 TEL 0 2 8 9 - 6 2 - 5 2 3 6

芳賀農業振興事務所（真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）

〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL 0 2 8 5 - 8 2 - 4 4 3 8

下都賀農業振興事務所（栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町）

〒328-0032 栃木市神田町 5-20 TEL 0 2 8 2 - 2 3 - 3 4 2 5

塩谷南那須農業振興事務所（矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町）

〒329-2163 矢板市鹿島町 20-22 TEL 0 2 8 7 - 4 3 - 1 2 5 1

那須農業振興事務所（大田原市、那須塩原市、那須町）

〒324-0041 大田原市本町 2-2828-4 TEL 0 2 8 7 - 2 3 - 3 1 4 1
安足農業振興事務所（足利市、佐野市）

〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL 0 2 8 3 - 2 3 - 1 4 5 5
栃木県農業大学校（栃木県農業大学校のみで研修を受ける場合）

〒321-3222 宇都宮市上籠谷町 1145-1 TEL 0 2 8 - 6 6 7 - 0 7 1 1

第8 個人情報等の取り扱い

提出された申請書類については、関係法令を遵守のうえ保護し、審査、審査結果の通知、交付金の交付及び交付データの管理以外の目的には、一切使用いたしません。（但し、事業の執行上、国や市町等へは情報提供することがありますので予め御承知置きください。）

第9 問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、就農希望地を所轄する農業振興事務所、市町等の研修機関の場合は研修機関の所在地を管轄する農業振興事務所及び栃木県農業大学校（第7の申請書類提出先）又は下記までお願いします。

なお、交付対象者の責務については、公益財団法人栃木県農業振興公社 農業人材強化総合就支援事業費補助金【農業次世代人材投資事業（準備型）】取扱要領（平成26年4月1日制定）（以下「取扱要領」という。）に定めておりますので、御確認ください。

【栃木県農政部経営技術課担い手育成担当】

電話：0 2 8 - 6 2 3 - 2 3 1 7

【公益財団法人栃木県農業振興公社農政対策部】

青年農業者対策担当

電話：0 2 8 - 6 4 8 - 9 5 1 5